

助成年度：平成5年度

[所属] 静岡精華短期大学

[役職] 助教授

[氏名] 渡部 茂己 (他計4名)

[課題]

地球環境管理のために国際機構の果たす役割に関する研究

—持続可能な地球社会の樹立に向けて—

[内容]

地球環境問題への警鐘を鳴らし、あるいはその問題の理解をはかる段落はすでに完了し、いまや地球環境問題を国際社会でどのようにして解決できるのかという具体的な方策を模索する段階に至っている。こうした状況下において、国際社会で地球環境問題を解決していく枠組みを「地球環境管理システム」としてとらえ、その具体的な解決策の研究を四つの分野について行った。

第一に、地球環境管理システムの枠組みの確定である。国際社会において地球環境問題を解決するために各国を規制できるような制度を作ろうにも、各国はそれに同意しない限り、その制度への参加を強制されることはない。また、各国は合意した範囲でしか拘束されず、合意内容は各国の最大公約数的なものになってしまう危険がある。政府が存在しない国際社会においていかに政府が存在するような機能を発揮できるようにするかがGovernanceの意味である。つまり、Governance without Governmentが国際社会にとって緊急の課題だといってよい。ただGovernmentにあっては、その権威は最終的には物理的強制力によって担保される。これに対し、Governanceにはこのような物理的強制力を背景とした権威は存在しない。ここに両者の根本的な違いがある。このようにして、Governance（管理）という言葉が国際社会に置き換えてみると、それは、法定立機能、法執行機能、それに法適用機能の総体ということができる。つまり、地球環境問題を解決するためこれらの機能を発揮できる制度や仕組みが地球環境管理システムなのである。

第二に、地球環境管理における共通利益概念の確定である。地球環境の主要な管理主体を国家としてとらえ、また、地球環境の管理の目的を、地球環境の保全に関する諸国の対立する利益の調整と諸国に共通する利益の実現であるとしてとらえた。地球環境の保全に関する共通利益は、ソフトローや条約に基づきアドホックに、または国際機関という常設機関を通して実現される。条約にもとづき、かつ国際機関による地球環境の国際管理は、最も効力的な方法である。以下では、まず既存の条約レジームを実証的に分析することにより、共通利益の分類が行われた。それによれば、地球環境の保全に共通する利益は、(1)複数の国または特定の地域に共通する利益、(2)国際社会全体に共通する利益、(3)人種全体に共通する利益、(4)将来世代を含む人類全体に共通する利益、に分類することができる。

第三に、条約の効果的実施のための制度の明確化である。地球環境に関する条約の効果的な実施を確保するために、枠組み形式の採用、報告・検討、条文解釈の提示、基礎設定、ガイドラインの提示、監視・通報、技術、財政支援、NGO 関与、情報公開、国際世論による監視と批判などの様々な手法がとられてきている。そこで、(1)締約国会議や事務局などの条約構成が果たす役割の検討、(2)条約の実施にとって国内法の整備と具体的な管理計画の策定および地方行政による取締と実施に関する検討、(3)発展途上国において効率的な実施を確保するためには、必要とされる資金や技術の国際的な援助の解明を検討した。

第四に、地球環境管理システムにおける国際機構の果たす役割が検討され、いかなる国際機構がどのような役割を果たしているのかを研究している。すなわち、環境問題の地球的広がり・地域的不可分性のゆえに個別国家のみでは、十分な効果は得られない。とりわけ、世界全体に互る情報を的確に収集し、専門的な分析を加えるという作業、また、各国の状態および保護政策の実行をモニターするという作業は、組織的・恒

常的に行われる必要があるため、国際機構の役割が期待される。国際機構が地球環境管理に極めて重要な機能を果たしつつあるのは、国際機構の有する以下の特徴のゆえである。第一に、国際機構は、行動を必要とするすべての世界的な課題に関心を有し、国際社会がどの問題を最優先に取り扱うかを決定できる。第二に、交渉を主催したり、交渉のプロセスに直接参加することにより、交渉の態様に影響を及ぼすことができる。第三に、さまざまな環境問題について、強制力は有していないが国際的行動に影響を及ぼす行動規範を形成することができる。第四に、地球環境についての合意の当事者になることで、加盟国の環境政策に直接影響を及ぼすことができる。第五に、発展途上国が資源および地球環境を保全するための意思と能力に影響する経済開発計画や環境計画を主催し、調整役を務め、あるいは資金を調達することができる。国際社会の基本的構造から、各国に対する法的義務付けないし強制的措置による環境保護の達成には限界がある。法的責任の追求によるのではなく、現実に実効的に対処するためにも国際機構による管理は意義がある。